

不育症検査費助成金の申請について

子どもを望む夫婦に対し、1組の夫婦につき1回、不育症検査に係る費用を助成します。

【助成対象者】

次の要件を全て満たす夫婦

- ・ 申請日に夫婦であって(事実婚関係を含む。)、双方または一方が草加市に住民登録しているもの
- ・ 検査開始日の妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ・ 不育症と判断された夫婦※

※ 2回以上の流産、死産、早期新生児死亡の既往または医師から不育症と判断された夫婦

【助成対象検査】

次の要件を全て満たす検査

夫婦が共に受診し、夫または妻のどちらか早い方の検査開始日から1年以内に受けたもの
または
妻のみが受診し、検査開始日から1年以内に受けたもの

- ・ 不育症検査を実施してる医療機関で受けたもの
- ・ 他の助成金を受けていない不育症検査にかかわる経費であること

【助成額】

- ・ 2万円を上限として助成(千円未満は切捨て)

申請

次の書類を提出してください。

【申請書類】① 申請書

② 実施証明書(医療機関が記入)

③ 領収書原本

④ 診療明細書(医療機関が発行していない場合は不要)

⑤ 婚姻関係(事実婚関係を含む。)を証明書できる書類(夫婦双方が市内在住で同一世帯の場合は不要)

※ 例: 戸籍謄本(発行から3か月以内のもの)

※ 例: 事実婚に関する申立書

草加市健康づくり課(保健センター)で発行しています。
草加市のホームページでダウンロードもできます。

【申請場所】草加市健康づくり課(保健センター)(郵送申請も可)

【申請期間】① 検査終了日(申請基準日)の属する年度

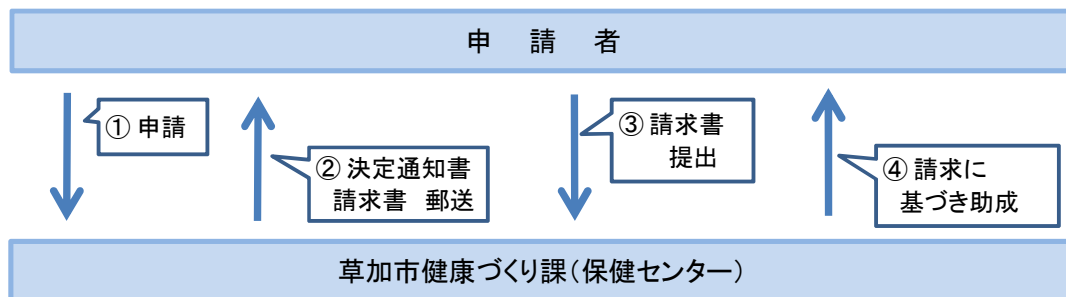
② 検査開始日から1年を経過した日(申請基準日)の属する年度

①、②のいずれか早い年度内

ただし、上記申請基準日が1月1日から3月31日までとなる場合は、翌年度6月30日まで申請
できます。

(郵送の場合は消印有効)

申請の流れ



※ ①の受理から②の発送及び③の受理から④の振込はそれぞれ1か月程度要します。
なお、振込通知書は省略しますので、通帳記帳などをご確認ください。